

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 環境部 環境保全課

番号 35

不利益処分の内容	大型小売店に係る夜間の営業時間の変更等の命令	
根拠法令及び条項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例第56条の5第3項	
処 分 基 準	関係条項	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	平成13年4月1日設定条件 神奈川県生活環境の保全等に関する条例第56条の5第2項の「公害が生じていると認めるとき」とは、苦情者の居住する建物の外部で、外部騒音を測定し、騒音レベル60dBに相当する騒音の総発生時間として算出した値が、1時間あたり360秒を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。 測定方法及び解析方法は「夜間騒音指導マニュアル」を参考にし、て運用を図ることとする。
	参 考 事 項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例関係規程集 平成15年度（（社）神奈川県環境保全協議会） 夜間騒音指導マニュアル ー大型小売店における騒音規制ー（神奈川県環境農政部大気水質課発行）
	設定等年月日	平成13年4月1日設定（平成16年10月1日最終変更）